

第3回東久留米市特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時 令和4年5月27日（金） 午後2時00分～午後4時05分

2 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室

3 出席者 東久留米市特別職報酬等審議会

会長 篠宮 朋教

委員 青木 真理

委員 有賀 康明

委員 井田 清治

委員 大山 裕視

委員 名和 卓良

委員 松本 誠一

委員 吉田 利宏

事務局

総務部長 下川 尚孝

総務部総務課長 関 知紀

総務部総務課庶務担当主査 田村 泰宣

総務部総務課庶務担当 高島 恭子

4 議 題 (1) 追加資料について
(2) 答申について
(3) 今後の進め方について
(4) その他

- 5 配布資料
- ・資料 1 6 - 1 多摩 26 市特別職退職手当試算
 - ・資料 1 6 - 2 近隣自治体特別職退職手当試算
 - ・資料 1 6 - 3 類似団体特別職退職手当試算
 - ・資料 1 7 - 1 多摩 26 市「政務活動費」比較
 - ・資料 1 7 - 2 近隣市「政務活動費」比較
 - ・資料 1 7 - 3 類似団体「政務活動費」比較
 - ・資料 1 8 特別職報酬等隣接市（新座市）比較
 - ・資料 1 9 条例関係について
 - ・資料 2 0 東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（たたき台）

6 傍聴者 なし

【会長】

定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しいところ、東久留米市特別職報酬等審議会に、ご出席を賜りまして、誠に有難うございます。会議の開催に先立ちまして、事務局より発言があるとのことでございます。皆様、よろしいでしょうか。

それでは事務局よりお願いします。

【総務部長】

貴重なお時間をいただきありがとうございます。令和4年度になって初めての特別職報酬等審議会の開催となりますが、4月1日付で人事異動があり、総務部長を拝命しました下川でございます。この審議会については、特別職の報酬を決める非常に重要な審議会ということで前任より引継ぎを受けているところでございます。また各界を代表される皆様に委員を引き受けていただき誠にありがとうございます。事務局として答申のとりまとめに尽くしてまいりますのでどうぞよろしく申し上げます。

【会長】

人事異動があったということで新たに総務部長になられた下川総務部長よりご挨拶をいただきました。

この審議会については4回の開催が予定されていて今回が3回目となります。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、この審議会として答申をまとめていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

【開 会】

【会長】

それでは、ただいまより、第3回東久留米市特別職報酬等審議会を開会します。

本日は、委員皆様のご出席をいただき、定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

それでは、事務局より本会議での議題内容等についてのご説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは私の方から本会議に係る議題内容などに関しまして、ご説明させていただきます。なお、本会議は議事録作成のため会議の内容を録音させていただいておりますのでご承知おきください。

本日の議題内容などについて、ご説明させていただきます。

お手元に配布させていただきました次第のとおり、（１）追加資料について（２）答申について（３）今後の進め方について（４）その他、以上でございます。

【会長】

本日の議題内容などに関して事務局より説明いただきました。委員皆様から様々ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局にお尋ねします。本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

【事務局】

傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

【会長】

それでは事務局のほうから本日の配付資料の確認等をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、配布資料について確認をさせていただきます。

今回は、委員の皆様からご意見をいただき、追加で資料を９点ほどご用意させていただいております。

資料１６－１ 多摩２６市特別職退職手当試算

資料１６－２ 近隣自治体特別職退職手当試算

資料１６－３ 類似団体特別職退職手当試算

資料１７－１ 多摩２６市「政務活動費」比較

資料１７－２ 近隣市「政務活動費」比較

資料１７－３ 類似団体「政務活動費」比較

資料１８ 特別職報酬等隣接市（新座市）比較

資料１９ 条例関係について

資料２０ 東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（たたき台）

でございます。

配布資料の確認につきましては、以上です。

【議題（１）追加資料について】

【会長】

前回、皆様からいただいたご意見をもとに、今回はいよいよ答申案の取りまとめといったところに進んでいく非常に重要な回になろうかと思っておりますので、委員皆様のご協力をよ

ろしく申し上げます。

それでは「次第2 議題の(1) 追加資料について」です。

まず、前回、ご要望のあった追加資料について、事務局よりご説明のほどよろしく申し上げます。

【総務課長】

それでは「次第2 議題(1) 追加資料について」として、東久留米市特別職報酬等審議会(第3回)に追加でご用意した資料について説明させていただきます。

資料16-1は多摩26市特別職退職手当試算でございます。東久留米市につきましては、東京都市町村職員退職手当組合に加入しており、同組合に加入している他自治体についても自治体名の隣の欄に丸印を表記しております。基本的には退職手当の額については市の条例に基づく給料月額と組合が定める支給月数により算出されることとなりますので、この組合に加入している自治体全てにおいて、支給月数は同じということになります。ちなみに4年任期満了における退職手当の額といたしましては、市長については26市中7位、副市長については11位、教育長については3年任期満了時における退職手当の額として、9位といった状況でございます。こちらについて近隣自治体のみを抽出したものを16-2、類似団体のみを抽出したものを16-3としてお示ししております。

続きまして、資料17-1は多摩26市「政務活動費」比較でございます。こちらは議員1人当たりの年額でお示ししておりますが、東久留米市については年額9万1千500円で26市中26位でございます。なお、直近上位となる年額12万円としている自治体が国立市、清瀬市、武蔵村山市の3市という状況でございます。こちらについて近隣自治体のみを抽出したものを17-2、類似団体のみを抽出したものを17-3としてお示ししております。

続きまして資料18は「特別職報酬等隣接市(新座市)比較」でございます。

() 委員から参考までに近隣他市の状況を確認したいとのご意見をいただきご用意させていただいたものでございます。上段が東久留米市、下段が新座市でございます。例月給、期末手当の支給月数ともに東久留米市の方が多く設定されている状況でございます。

続きまして資料19は「条例関係について」でございます。まず「東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抜粋)」でございます。こちらは

() 委員から「東京都の条例を参考に」というご意見をいただき用意させていただいたものでございます。こちらは東京都の都議会議員の議員報酬や期末手当に関する条例から期末手当に関する部分を抜粋したものでございます。第六条の2というところからが具体の記載となりますが、少しわかりにくいので一枚おめくりください。

「前項の基準日現在において同項に規定する者に支給すべき期末手当の額は、」「給与条例別表第六の適用を受ける職員の例により算出した職員の給与月額に相当する額に」とありまして、これは東京都の「職員の給与に関する条例」に別表六というものがあつて、「東京都の局長その他の職員で人事委員会が定めるもの」の給与に関する表となっております。ついてはこの指定職、局長級の給与月額の算出方法と同じように算出した額に

②に記載している給与条例第21条第2項で定められている期末手当の割合と③に記載している給与条例第21条の2第2項第2号に定められている勤勉手当の割合を合計した割合を乗じて得た額に在職期間に応じた割合を乗じて算出することとされております。

つまり指定職も含め、職員の期末手当と勤勉手当の割合はその年の東京都人事委員会の勧告で示されるものとなりますので、東京都では議員の期末手当についても間接的にはありますが、東京都人事委員会の勧告と連動させているということになろうかと思えます。

東京都議会議員の期末手当については東京都の指定職の支給月数を適用し東久留米市議会議員の期末手当については特例条例により東京都の指定職以外の職員の支給月数を適用してきたという違いはございますが、人事委員会勧告に連動させているという点では同様の手法となっているところでございますので、改めてご説明をさせていただきました。

またもう一枚おめくりいただいたところにご参考までに東久留米市の現行条例を記載しております。教育長につきましては市長、副市長と別の条例で規定してございますが、その文言は同じでございますのでここでは割愛させていただきます。

最後に資料20は「東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）たたき台」でございます。こちらはこれまで委員の皆様から頂いたご意見を基に事務局にて答申案のたたき台として作成したものでございます。あくまで、試行的に取りまとめたものでございますので、本日、答申の取りまとめとしてさまざまご意見を賜ればと考えております。

以上、大変雑駁で、申しわけございませんが説明を終わらせていただきます。質問などございましたら事務局でお答えさせていただきます。

【会長】

事務局より追加資料についてご説明いただきました。

資料については大きく分けて、退職手当に係るもの、政務活動費に係るもの、他県隣接市における報酬に係るもの、また東京都の実際の条例についてご説明いただきましたが、みなさまからご意見、ご質問などございますでしょうか。

【委員】

現在、議員のボーナスは特例条例で4.450ヶ月とのことで、その根拠は一般職員並みということでその割合になっているとお聞きしたが、一般職員というのは東京都と同じように4.450ヶ月というのは期末手当と勤勉手当の両方を合わせた月数ということで良いか。

【総務課長】

ご質問のとおりでございます。

期末手当と勤勉手当の両方を合算した割合になっております。

【委員】

結果的には東京都と同じ方式になっていると言うことで良いか。

【総務課長】

左様でございます。ただ、東京都議会議員の場合は指定職というものがございます。局長クラスのところの支給月数を見ております。東久留米市の場合は一般職員のところ、指定職という扱いがないものですから一般職員の支給月数を見ております。指定職と一般職員の支給月数を比べた場合ですと、局長級の方がおそらく例月級が高い関係とかもあると思いますが低めに月数が設定されている。そのような違いはあるところでございます。

【委員】

議員さんでボーナスがもらえる、職員と同じようにもらえるというのは良いですね、雑談ですが。

ボランティアで担っている我々からすれば違和感を感じるということも実際あるが一部職員の手当と同じ月数が入っているというのはいかがなものなのか、今回の論点と外れてしまうかもしれないが、その上で又政務活動費というものも少なくとももでているというところは逆に民の考え方だと必要なものがあれば申請して後で頂くというのが現実的じゃないかな、と思うんだけど。

【委員】

今日3回目でまとめなければならぬだろう、ということだろうと思います。この間いろいろ論点が出てきてそれぞれにいろいろ考える事があるかと思うのですが議会の方はですね、今ちょっと話題になっている政務活動費もあってより難しいような感触がしております。まず市長を中心に副市長、教育長の方から議論をすすめていただいて、それをベースに議員、あるいは政務活動費の方に議論を移っていくのはいかがかな、と思って提案した次第です。いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。雑談プラスアルファのお話をしましたがそちらを先に詰めてしまうと本筋がずれてしまうので。

(一同異議なし)

【委員】

政務活動費が東久留米市は極端に少ないんですね。これはどういう理由なんですか

【総務課長】

表にすると一目瞭然で少ないところでございます。ただこれがなぜこの額に設定されたのかと言うところが過去に遡ってみたのですが、その理由というところまでは判別しなかったところでございます。本当に単純に過去からの経緯で据え置かれたままであった、そ

ういったところでございます。

【委員】

これ。議員の活動ですよ。議員が活動していないということなのかな。

【総務課長】

当然のことながらどこかに視察に行かれるとか、必要な書籍を購入されるとか、もしくは何か市政の情報を市民の方に伝えるためのお知らせのようなものを作成するとかそういったところに使用されるものでございます。それでできる範囲のなかでももちろん各市議それぞれお取り組みいただいておりますので、議員の活動をしていなかったということでは当然ないところではございますが、政務活動費が支給される額としては上限がそこにあつたとそういうようなところで理解しております。

【委員】

これは自己申告になるんですか。

【総務課長】

領収書を添えて申告、申請していただくような形です。

【委員】

議員の活動がなかったということかな。

【委員】

確か昔、財政危機宣言というのが発令されたが、そのときに議員の退職金の排除と政務活動費の減額ということでやられたんじゃないかな、確かそんなような記憶があるんですけど。かなり東久留米市は苦しくて、あちこちの土地を売却したりいろんなことをしたんですよ、だからそのときのあれかな、とは思うんですけどね。議員が働かないとかそういうことではないかなと。

【委員】

それであれば復活してもよろしいんですか。適正に。

【総務部長】

退職金については危機宣言をやったからといって、その退職金とかに繋がってはいないかもしれないです。おっしゃっているように様々借金だとかそういうところを解消していったというのが財政危機宣言ではあつたので、そのときにやはり政務活動費というのはこれは想像でしかないんですけど、予算編成をする中でどうするんだということはあつたんだろうと思うんですね。ただやはりそういう状況があつたから、そのままとどめおい

たところもあるのかな。私は財政危機宣言を発令したとき財政課の係長をしていましたのでそういう節はあったのかな、という感じはしています。交際費なんかもそのときには市長交際費、議長交際費様々なものがありますけれども、そう言ったところも減らしていったという経緯がありますので、全体的にこう縮小させたというところはあったのかなという風には思っています。ただ政務活動費自体は、その中、使って又公開もしているので何に使っているかというのはわかるとおもいます。で足りなければやはり実費っていうんですか、そこで視察に行ったり、そこはきちっと議員さんたちはされていて、各いろいろな市の情報収集、又勉強もしにしているというのは聞いておりますので、やってないということはないと思うんです。

【委員】

これは上限なのか、実績なのかちょっとよくわからなかったんですが。政務活動費の金額なんですけれども。あらかじめ渡すものなのか、それとも上限を決めてやっているのか、どういう運用になってこの金額になっているのか。

【委員】

上限額です。この枠の中であとは領収書を渡して実費で精算するという形になってます。で、続けてやはり今の問題はすごく象徴的だと思うんですよ。議会は政務活動費について十分な情報を住民に知らせてきていないんですね。今議会について政務活動費額は少なくしています。ただ東久留米市の議会はですね、何に使われたかという項目、最低限の項目は公表していますけれども、領収書については公表していないんですね。ネット上は。情報公開請求すればもちろん見れると思うんですけれども。これから議論、議員の報酬をどうするかという問題についてもですね、どのくらいの活動をしているのかって言うことに対して支払われるのが議員の報酬なんですけど、どういう形で活動されているのかっていうのがあまりうちの市議会は住民に知らせていないんですね。ですから今みたいに委員の中にはこれは不十分ではないかとか本当にやっているんだろうとかか、もちろんやっているんですけれどもそういうところが出てくるかと思うんです。で、たぶんこれ、市の方の当局に説明を求めてもですね、これは議会のことなのでたぶん詳しくは説明できなくて我々が想像しなければならぬ部分なんだろうという風には思うんです。

【委員】

今追加資料についてということでもうあのその次の方に今話が入っていると思うんで、2の方にね、入っているのかなと思うんですが。

【総務課長】

私の方でよろしいですか。今政務活動費についてご意見をいただいております。で、この部分、具体的に今回の答申でどう取りまとめていくかというところにつきましては基本的には諮問を受けている事項とは若干異なるところになるのかな、というところもござ

いますので、もし委員の皆様のご意見を取りまとめたということであれば、例えば附帯意見というところでの取扱いになってくるのかなと考えるところであります。ですので、資料に関する質疑としてのところはこういったところで進ませていただいて、本日最後の方でそういった結論であるとか附帯意見というところについてご意見を頂くときに又ご議論いただくのがよろしいのではないかという風に考えております。どうぞよろしく願いたします。

【委員】

ちょっと基本的なことですけれども、政務活動費っていうのは報酬じゃないわけですね。で、この私達の審議会での特別報酬等の等に入ることなんですか。

【総務課長】

等にも入らないのかなという風には考えております。報酬とは全く異なる、あくまで先ほどお話し頂きましたように実費精算に係るものになりますので、ですがただ議員活動を考える上で一体的に考える必要があるよというご意見をこの審議会でもいただいておりましたので、資料としてはお示しをしていると、そういった取扱いでございます。

【委員】

そうすると私達が特別職の報酬を考える上にあたってこの政務活動費が例えばこのすごく東久留米市は少ないということで議員さんも持ち出しがあったりとかそういうこともあるでしょうけれども、そこをどういうふうにリンクして考えればいいのかというのが、この資料をいただいた時にどこまで参考にして、その特別職の報酬に反映するのかという資料なのかっていうのがちょっとわからなかったのを教えていただければと思うんですが。

【総務課長】

当然のことながら他市においても例月給と期末手当、それはそれで設定されていてその比較の中での一つの議論がある、それとまた異なる、報酬とは異なるところではありますけれども政務活動費というものがあって、それはそれで比較をしている、それぞれの比較をしていく中で今ご議論いただいている、他市においてもそれはあくまで報酬ではないものでございますので、それはその議論となるのですが、ただ持ち出しが出ていく、出ていかないというところの中で、単純に諮問を受けた事項ではないけれども政務活動費についてもご意見を頂くということであれば、附帯意見の中でそういったご提案を頂くというのはよろしいのかなという風に考えているところであります。

【議題（2）答申について】

【会長】

追加資料については以上でよろしいでしょうか。

ここでいただいたご意見、あるいはこれまでご審議いただいた内容といったところを踏まえて先に進ませていただければと思います。

次第「（２）答申について」でございます。資料として答申（案）を事務局にて取りまとめていると聞いています。まずはこちらについて事務局より説明をお願いします。

【総務課長】

それでは次第（２）答申についてご説明させていただきます。

これまでの２回の審議会におきまして、委員の皆様から大変貴重なご意見をいただいたところでございます。ありがとうございます。いただいた貴重なご意見全てを答申書に記載していきたいところではございますが、実際には文字数の面などからなかなか難しいところがございます。つきましては事務局の方で、前回の答申のスタイルを踏襲しながら、会議録を元に皆様にいただいたご意見を取りまとめさせていただいております。

本日、委員各位によるご審議を円滑に進めていただくために資料２０「東久留米市特別職の報酬等の適正額について（答申）（たたき台）」としてご配布しております。

それでは若干、記載内容についてご説明させていただきます。

まず「１ はじめに」でございます。まず平成１１年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により、首長、地方議会の責任、役割が大きくなったという点、また昨今では感染症への対応や異常気象の頻発等、市民生活の安全と安心を保証するためにも大変重い責任と職能の発揮が求められているという点について記載しております。

次に「２ 審議にあたって」でございます。こちらでは審議をどのように進めてきたかについて記載しております。

次に「３ これまでの経緯」でございます。こちらでは特別職報酬等審議会の開催実績について記載しております。

次に「４ 審議の前提となる状況」でございます。こちらでは４点にわたって記載しております。

１点目が政府の令和４年３月発表の月例経済報告について、２点目が市の財政状況について、３点目が人事院勧告、東京都人事委員会勧告について、４点目が多摩２６市における東久留米市の報酬額の比較について、でございます。

これらについてはこれまでの審議の中でご説明させていただいた内容等について改めて各種資料等を引用する形、等で記載しております。

次に「５ 審議会での議論」でございます。こちらでは審議会にていただいた委員各位の主なご意見について記載しております。１点目が特別職の職責・役割について、２点目がこれまでの経緯について、３点目が市の財政状況について、４点目が近隣各市の類似団体の状況について、５点目がその他の視点についてでございます。

以上、大変雑駁で、申しわけございませんが説明を終わらせていただきます。質問などございましたら事務局でお答えさせていただきます。

【会長】

事務局「答申のたたき台」についてご説明いただきました。審議の進め方ですが、まず、「1 はじめに」から「3 これまでの経緯」までについて、その後「4 審議の前提となる状況」「5 審議での議論」といった順にご確認をいただき、ご意見をいただく方法が良いのではないかと私としては考えております。もちろん全体を通してというご意見もあると思うので1から順でなければいけないということではございませんが、基本としてはこのような形で進めてまいりたいと思います。特にご異議ございませんでしょうか。

(一同、異議なし)

【会長】

それでは「1 はじめに」から「3 これまでの経緯」までについて、みなさまからご意見、ご質問などございますでしょうか。

(一同、特になし)

【会長】

次に「4 審議の前提となる状況」について、みなさまからご意見、ご質問などございますでしょうか。

(一同、特になし)

【会長】

次に「5 審議会での議論」について、みなさまからご意見、ご質問などございますでしょうか。

【委員】

流れからすると今までの議論のとおりだと思います。で、ちょっと議論しなきゃいけないのかな、あるいは他の委員と共有して議論しなきゃいけないのかな、とっているのが3ページの(4)近隣各市及び類似団体の状況なんです。で、この2回でですね、それぞれの委員から東久留米の財政状況はどうなのかという心配する声があったかと思います。で、そのときに我々からすればですね、多摩26市を見たり、あるいは所謂、類似団体ですか、近隣市ではなく類似団体というのを見てきました。ただですね、これ、類似団体については確かに昭和43年に自治省がですね、類似団体を見て決めなさいよ、特に議員の報酬について決めなさいよという内簡を出しているんですよ、内簡というのは通達、国から自治体への通達がでているんです。それを元に我々進めてきたわけですけども私達の東久留米の類似団体の表にあがっている自治体っていうのは、お金持ちの団体ばかりなんです。でね、今自治体って1700いくつあるはずなんです、その中で国から補

助金、交付税交付金っていう補助金をもらっていない団体は、今年だと52か53しかないはずで、武蔵野市も、多摩市ももらってない、上位50いくつかの団体なんです。で、去年まで小金井市と国分寺市ももらってなかったんです。という類似団体にあげているなかの4つがですね、1700の中の上位70にあたる団体なんです。一応それは類似団体としてみてきたけれどもその中で残念ながら東久留米っていうのはまだまだ厳しい状況にあるので、ちょっとそこを十分に議論してこなかったし、類似団体と比較してきたかなとちょっと、今、心配になっていてこれだけちょっと委員の皆さんで共有したいなという風にちょっと思っています。以上です。

【委員】

確かに、違和感、何でも一緒に比べるの、というあれはありましたね。

【委員】

これは余談になってしまうかもしれないんですけど僕が思うのは(5)のその他のところ入っている例えば今()委員が言われたように自分の市がどんな塩梅なのかシミュレートした中のやつでどっかに基準を置いて長期、中期で組んでみてそれで端的な言い方をすると税収の部分と出てくるのとバランスで果たしてどうなのという比較ができるかと思うかなと思って、金があるなら出すものは出して良いと思うんですけどもないんだったらどうするのか、やっぱり特別職の部分だとそういう大変なのを運営していくんだからある程度は出してしっかりとやっていただきたい、それをけん制かけるっていうのがそもそもここにも出ているんだけど10年以上こういったことをやっていなかったっていうのが一番の原因であって、会議の中でもありましたけれども例えば4年に1回でもいいし、それは別に決めなくても良いと思うんですけども一つのルールとして見直していく、そうするとこの間どうだったの、何も変わっていないじゃんということになるとやはり今みたいに議員さんの分まで、政務活動費なんていらんんじゃないかっていう論点もあると思うし、逆に向上していればもう少し出していいんじゃないかとかそういう話になるんじゃないかなと思うんだけど、()委員が言われたように比較対象の市が全く同じ条件じゃないというのはわかりますし、そうすると本当にいいのかな、というのはありますね。

【委員】

私は前回、人口規模と特別職の報酬の相関について少しお話させていただいたんですが、年収ベースと先ほどご説明いただいた退職金ですね、それを全部年収ベースに換算して比較してみたんですけども、大体相関の大きさは相関の線にのっているのかな、という風に私自身思っております、いろいろなところと比較して分類的な比較になっているんですけども26市全体で比較したときにそんなことも言えるのかなという印象で私自身は思っております。もしデータが必要であれば。

【委員】

前回ちょっと無理を言って新座市の、近隣なのでということで新座市の特別職の方の資料を頂いてですね、ちょっと割りと差があるなと言うことを少し驚きまして、東京都の指針で中心で見るということを前の（ ）総務部長から言われましたのでそれは確かなことかと思ったんですけども一応全国でどんな感じなのかな、という、全国の815市の議員報酬の資料っていうのが割と簡単にググると出てきてですね、全国市議会議長会の資料がでてきてこの全国を見ると、26多摩都市っていうのは割と高い、高いっていうんでないんですけども、割と期末手当に関しては非常に4.450月から4.650月まで、削減されているにもかかわらず割と多い水準。されているのあとにですね、それは割と全国的というかレベル的には割と高い支給額というか期末手当に関してはそういうことも少し書いて欲しいなというのはあるんですね。それで、だからといって給料を下げるとか議員の給料多すぎるとかそういう議論ではなくて、その認識の中でそれほど東久留米市って少ないわけではないんだって、全国レベルで見れば認識してだからまあ議員さんにはもうちょっとがんばってくださいとか私達期待していますよっていうことを盛り込みたい、盛り込んで欲しいなっていうのがあるんですね。

【委員】

議員報酬についても同じようなことをやってみたんですけども、議員さんの場合には退職金がないので年収ベースで、前回やったのは月額給料だけでやっていたのを、少し申し上げたんですけども、ボーナスの期末手当等含めて年収ベースでいきますと、やはり人口規模のところと大体相関しているのかな、大きく外れるというわけではない、ということはあると申し上げておきたいと思うんです。5.0の場合です。5.0だとちょっと目立つのかもしれませんが年収ベースで考えるとそうでもないのかな、という風に私自身は思っております。

【会長】

皆さん主な論点ではご意見あるかと思えますけれどもその他5番のところまでではご意見等大丈夫でしょうか。それでは最後に全体を通してということになるかと思えますが事務局案について訂正加筆すべきところなど先ほどご意見あったかもしれないのですが改めてご意見あればお願いいたします。

【総務課長】

今、様々ご意見をいただきましてありがとうございます。事務局案としてまずは取りまとめをさせていただいたところで、議論、答申に向けての議論という形でいくつかこちらの方にピックアップをさせていただいたものもございましたが、若干ちょっとされていないところがあるよと言うようなご意見を頂戴したのかなと事務局としては理解をしているところがございます。基本的には今頂いたご意見がございますので、そちらについても記載をさせていただく形がよろしいのかな、という風に思っているところではございます。

ですので、事務局として次までにちょっと追記をさせていただくような形がよろしいですかね。賛成、反対という言い方もおかしいですけども、適切ではない、例えばその、
() 委員から頂いたご意見としては比較する団体としては適切ではない団体が含まれているのではないかと、という意見があったことを盛り込ませていただく、全国で見れば決して低くはないけれどもそこは期待値込みでの数字なんだよと言うことを書き込ませていただくとか、という形で、この審議会の議論というところを膨らませていただくような形がよろしいのかな、いただいたご意見としてはやはり () 委員からいただいたご意見としてはその比較しているところが、不交付団体で比較的財政が落ち着いているところでそこと比較している中で見ると高いというようなご意見、高いという視点もあるというような見方もできる。

【委員】

別に私はここに書き込むというよりも、前提となる情報の部分が足りていなかったかな、我々の議論として、それを踏まえた上で委員皆さんがでも期待値としてまあがんばれよというものかと言うような意見も今頂きましたし、あるいはいや、そうはいつでも平均的に見ればそんなに相関からは外れていないからそれはそういうものなんだろうという意見も出た訳で、私からすればそれで十分なので。

【総務課長】

かしこまりました。ありがとうございます。そうしましたら今頂いたご意見はもしよろしければ繰り返しになりますが、5番の審議会での議論というところがございます。で、職責とかいろいろ書いてきている中で、一つ財政状況のところではやはり交付団体と不交付団体の違いがあるということの一つ付け加えさせていただきたいなという風に思います。で、それを踏まえて議論をしたということはこの答申書の方に残すべきかなという風には思いますので、で、その上で頂いたご意見としては近隣各市のなかで全国というものが一つあって全国の中では低い方ではないけれどもというご意見、これもちょっと入れさせていただいて、二つほど加えさせていただくのがよろしいのかな、で、頂戴した人口の方のご意見はもう書き込ませていただいていたので、ただやはり議論としては人口の面から見れば妥当ではないかというご意見もいただいたというところで、

【委員】

もう一つ、財政力、財政なんか指数ってありますね、あれと給与の関係もとって見たんですがそんなに大きな相関はしていないということも付け加えさせていただきたいと思います。金があるから出すとか、金がないから出さないとかそういう感じの議論にはどうも東京だけの話ですがなっていないなという風に感じました。

【総務部長】

財政力指数としては近隣の財政力の文言を入れた方がよろしければ、現状、財政力指数、

各市のところですかね。

【委員】

意見だけで良いと思います。

【総務課長】

かしこまりました。議事録の方で残させていただきます。

【委員】

さっき財政の比較がうまくできればいいというご意見もあったので与えられた資料の中で本当であれば財政の分析はもっと時間があればその中でしっかりした議論はできるのかもしれないけれども与えられた指数とか資料の中で議論をしてということの前提もいれていただくと良いのかなという感じはしますね。たった4回で、これはテーマとしてはちょっと本当のところどうしていいんだろうかという感じはあるんで、本当であれば10回とか12回、専門家を呼んできちっと市の財政もというのでないとなかなか責任を持ったものは皆さん、責任ある地位の方ばかりなので言いにくいと思うですけどもね。だからそこは与えられた時間と与えられた資料の中でせざるを得ないというそういうもどかしさが皆さんのなかにあったということはあるんじゃないかという風に思います。

【委員】

全体ですけど初めにというところにウクライナの情勢っていうものはその後に出てくるんですけど、今この令和3年4年に審議をしたというのが一番最初にわかるようにコロナのことも入っていますし、ウクライナ情勢を一番初めの中に入れたらどうかと思ったんですが。あとは今までやってきたことですから6の結論の方へいきましょう。

【会長】

具体的な追記については事務局の方に一任するというところでよろしく願いいたします。

【委員】

政務活動費の扱いなんですけれども上限額ということであれば実績とかそういうこととは離れた話になるのでしょうか。そうするとこの上限額だけで議論するのはなかなか難しいのかなと思うんです。

【委員】

たいがい使い切るんです。東久留米の市議会の使った率っていうのははっきり出てこないんですけども、全国的に見ればですね、80とか90とかですね、ほぼ使い切って議員の皆さん方から言うともっと使っていると、だからこの額だけが政務活動費としてもらえるのであって、それ以上使っているんだって主張をされていますね。東久留米の場合こ

の額でしたらたぶんほぼ使い切っているか、申請はしていなくてもそれだけのものは出しているという風に議員は主張されるんじゃないかなと思います。

【委員】

そうするとこの辺のところを仮に踏み込むとすればですね、実態というかそういうところも把握しないとなかなかものが言いにくいのかな、という気がするんですが。

【委員】

今ホームページをみると1年で何に使ったかっていうそれぞれの議員の報告書はホームページ上出ています。収支報告書というんですが、これは地方自治法に公表義務があってそれを具体的に実現したものとされています。それを見るとそれぞれの議員が何に、例えば広報広聴にいくら、何々にいくらというようなものは一応できてきます。ただ、その対象として具体的にじゃあ誰に払ったの、広報広聴費ってどういう印刷費に使ったのということになるとですね、東久留米の場合は残念ながら領収書がホームページ上出ていない自治体なのでわからないということになるんです。それで先ほど言ったこれをどう評価するかということなんですけれども、結局のところそこで評価、情報をもらえていないという状況になっています。

【総務課長】

お話いただいたとおりで政務活動費として、今、年額のものというのは各党派各議員の皆様、なかには使わないと決めてらっしゃる方もいらっしゃいますので一切申請をしないという方も当然いらっしゃいますけれども、基本的な内容としては使い切っているというのがほぼ現状であろうという風に思います。

【委員】

使い切っているとしても他市との差は明らかにあるんですよね。30万、桁がちがいますよね、だから議員がかわいそうとか議員の活動の範囲が狭められちゃっているのか、それはなんか是正できないですかね。

【総務課長】

もしこの審議会のご意見としてやっぱり増やした方がよいよというご意見をいただければ附帯意見の方でそこをつけていくと言うことはできるのかなと思います。そうしたらちよっと結論と附帯意見の方になってくるとそこのお話がさせていただけるかと思うので、先に進ませてもらってもよろしいでしょうか。

【会長】

ここまで、事務局で取りまとめた答申（案）についてご意見をいただけてまいりましたが、続けまして結論、附帯意見といったところについて取りまとめてまいりたいと思いま

す。

ここまでの様々なご意見をいただきましたが、事務局案について大きな方向性については委員皆さんのご理解をいただいているようなので、結論以降についてもまずは事務局案を示してまいりたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(一同、異議なし)

【会長】

それでは事務局案の配布をお願いしてよろしいでしょうか。

お手元にわたりましたら事務局よりご説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、「6 結論」につきましてご説明させていただきます。こちらにつきましてはここまでご議論いただきました主なご意見等を踏まえ、事務局の方で試行的に記載したものでございます。

まず例月給につきましては、東京都人事委員会勧告等による公民較差であるとか平成10年、あるいは平成15年からの勧告の推移といったところ、また多摩26市との比較といったところから、市長、副市長、教育長について、また議員についても、それぞれ現状維持を基本とすることのご意見が多かったように理解しておりますので、そのような記載をしております。

続きまして期末手当についてでございます。こちらについては、市長、副市長、教育長については東京都人事委員会勧告を踏まえた市職員の支給月数と合わせることを旨とすることのご意見が多かったように理解しておりますので、「現行条例において100分の445を上限と定めているところを、公民較差を踏まえた東京都人事委員会の勧告による一般職員の支給月数と均衡が図られるように改めることが妥当である。」といった形で記載させていただきました。いただいたご意見の中では基本的には市のトップである市長、副市長、教育長の給料は職員と連動させるのがいいのではないかというようなご意見もありましたのでこのような取り纏め方をさせていただきました。

また議員職における期末手当については、議員提案によるこれまでの実際の支給月数が、東京都人事委員会勧告を一つの基準としていたと考えられること、また実際にその支給月数とすることにより、多摩26市の比較といったところでも妥当な水準にあったということ、また同じ自治体内における市長、副市長、教育長とのバランスを保つことが望ましいといったところをこの審議会としてご確認いただいたように理解しております。

つきましては結論といたしましては「市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数が、東京都人事委員会の勧告による一般職員の期末・勤勉手当の支給月数と均衡が図られることを踏まえ、現行条例において、6月に支給する場合においては100分の200、12月に支給する場合においては100分の300と定めているところを、引き続き東京都人事委員会勧告の示すこれに合わせて、対応していくことが妥当である。」といった形

で記載させていただきました。これについても、東京都議会議員の例を踏まえ、東京都人事委員会勧告に合わせていくことがいいのではないかとこの答申の作りとしております。

最後に附帯意見でございます。

3点ほど記載をさせていただきます。

まず、平成15年から一度も特別職報酬等審議会が開催されていなかったことについて、定期的に開催すべきとすることをご意見をいただきましたのでそちらについて記載しております。

『東久留米市特別職報酬等審議会条例において、「給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」と定められているが、給料の額に関する条例を議会に提出しない場合においても、特別職の特定個人としてではなく、特別職全体に係る成果と報酬額の適正性を担保する観点から、特別職任期中に最低でも一回は審議会の意見を聞くべきであるとの見解を付すものである。』という形で記載させていただきました。

2点目でございます。政務活動費についてでございます。多摩26市中最も低額であるということをご確認いただきました。本日いただいたご意見でも東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額に合わせる旨記載させていただきました。書き方としましては、『多様化・高度化する行政に向けては、議員の専門的知識に基づく提言や、適正なチェック機能を発揮することが益々求められている。しかしながら東久留米市における政務活動費は26市中最低位であり、26市の平均額と比較すると、年額で223,327円の差が生じている。報酬額の検討にあたり26市との比較を一つの根拠としていることから、政務活動費についても現行の年額91,500円から引き上げることが妥当である。しかしながら、昨今の不安定な社会情勢とそれに伴う経済の先行きに関する不透明さを踏まえれば、急激な引き上げについては市民意識との乖離が生じる可能性を考慮する必要がある。ついでには東久留米市を除く25市において最も低額となる直近上位に位置する3市の支給額に合わせ、年額120,000円へ引き上げるべきであるとの見解を付すものである。』という形で取り纏めをさせていただきます。

最後に、議会の在り方につきましても長期にわたる展望の中で、東久留米市を取り巻く様々な環境といったものに応じて検討していくべきことをご意見をいただきましたのでその旨記載させていただきます。『本審議会の権限を超える意見になると思われるが、東久留米市における人口の減少あるいは生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等について、長期にわたる展望を持ち、その中で、議会の在り方についても各関係方面において検討されることが望まれるとの見解を付すものである。』こちらの最後のところには先ほど（ ）委員からいただいた具体の取り組みがより真に見えるような取り組みを望むというようなことも記載してもいいのかなというようには本日ご意見をいただいて思ったところではございます。

こういった形で結論と附帯意見について、事務局にて作成させていただきました。あくまでたたき台でございますので、ここで委員皆さまからご意見をいただいて元の形が残らない形でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

【会長】

事務局より説明のあった6番の結論と附帯意見について皆さんから何かご意見ありますでしょうか。

【委員】

これ順番にやっていきませんか。少しずつ皆さんの意見を聞いた方がたぶん良いと思うので。

【総務課長】

市長、副市長、教育長の報酬等についてというところからでよろしいですかね。

【会長】

ではまず6番の結論の(1)の市長、副市長、教育長の報酬等についてという3ページの一番下から、ここからに関して皆さんからご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

口火を切らせていただきます。資料13を見ていただきたいと思います。これは職員の給与改定の推移と特別職の給与の推移が並べられている表になります。市長の給与で言えば96万円というのが定められたのは平成10年ということになります。職員の給与はその間経済情勢を反映してですね、減っていつているんですね。もし職員並に減ったとしたらということの試算ですけれども令和3年で91万6千円になります。91万6千円、職員と同じように減ったとしたら91万6千円になるっていうことを96万円の現状維持にするとですね、逆に値上げをしているという評価になります。で、この間、機関委任事務の時代からですね、自治体の責任が重くなった、地方分権の時代を迎えたということ踏まえてもですね、ちょっとサービスしすぎなんじゃないかな、と私は思います。92万、この試算でいうと92万を下回ることはないにしてもですね、92万から96万の間で適当な額をした方が良いのかな、いう風に思います。というのはこの市長を基準にして副市長、教育長の額がこれから決まっていくということ考えるとですね、この間特別職報酬等審議会を開かないでしかも現状維持となるとこの間開かなかった、議論させなかったということはある意味逃げ得させることになりますので、そこの部分のお灸は据える、ただあまりにも減額するということは我々の期待にも反するということなので本来の91万よりは上げておかなければならない。その意味では私は92万から96万の間で良い数字がでたらいいのになあという風な意見を持っております。個人的な意見です。皆さんどうお考えでしょうか。

【委員】

確かに経済の方がずっとこういう状況で物価が下がっているから当然給料は下がってき

ちゃったわけですよ。難しいのは今年の春闘なんかの場合はデフレを脱却するために給料を上げていこうというような流れになっていると思うんですよ。大企業ではもう2%超えるベースアップも結構やっているようですけれども、そういう社会情勢とかを考えたときに今まで、逆に私は20年間も動いていなかったものをここでこうお灸を据える、下げるといのはいかがなものかなと、現状で4年後というか次のに委ねるといのか、上げよう上げようといなかでなぜ議員や市長だけ、ということになるので、市長とか、確かに働いてくれない市長や副市長は確かに高いですけど。やはり市長の場合は、議員さんもそうですけれども4年に一度選挙を経る、選挙というのが一番の民意として捉えるわけですけどもそれを4年間いい加減なことをやっていけば次のあれはないわけですから、そういう面では今回は現状維持というような形が私は良いのかなと思うんですが。確かに（ ）委員のおっしゃるように、中にはまだ市長、副市長じゃなくて議員さんなんかにはこれじゃあちょっと多いんじゃないか、もっと働いてよという方も確かにいらっしゃるかもしれませんが私はそんな風に思います。

【委員】

私はどこまで細かい議論をするのかなと言うところかなと思うんですが1%2%、変えるのか、そういう観点もあるのかなと。時間をベースにするという考えた方は非常に重要な視点だと思いますのでそれは踏まえないといけないという風に思うんですが、また他の観点から私も拘るようで申し訳ないんですが、26市とのバランスだとかですね、そういうところも必要かなと。先ほどおっしゃったように今日のニュースでも消費者物価指数がプラス1.9という報道がされていました。まあそういう情勢も踏まえてですね、もう少し私は様子を見る必要があるのかなというのが私の意見ですね。今年は現状維持が良いのかなと思いますね。あんまり上げたり下げたりというものもですね、どの程度でやったらいいのかなという問題もあると思うので今の範囲であれば私は許容範囲なのかなと思っております。将来の物価変動とかですね、私は様子を見た方がいい、良いのではないかという風に考えております。

【会長】

以上でよろしいでしょうか。92万から96万というご意見もありましたが、前回の審議会でも市長さんのお仕事の内容とか責任に関しても年々重くなったりとかお仕事の内容も大変になっているというお話も聞いたところがございますので私に関しても下げるのが悪いという話ではないですけども現状の維持の状態でも現在の判断の一つかなと思いますので、個人的な意見としてお伝えさせていただきます。

【委員】

これ今市長のはなしですよ。市長が年間通して1536万かな、他と比較してもやっぱり1400万台が結構多いのかなと思うんですが、今まででね、この割合でもらってきても新市長になった途端、下げるよと、そういうことになると（ ）おまえが言ったのか

というのは嫌だな、と。ということでやっぱり市長のやることはかなり多くなったと思うんですよ。正直な話ですが。それとやる気ですよ。先ほど（ ）委員がおっしゃった議員さんに対してもやってなきゃ選挙ですから、やっぱり市民の人が見ているわけですから、そのところを考えていただいて逆に言えば一生懸命、まあ若い力で市長さんにもやっていただいて、現行のままで見ていただいて4年間一生懸命、来年また審査会やるか、ちょっとわかりませんが、今の段階では落とすという事は正直出来ないかな、と思うんです。だから一生懸命やってもらうということでそれを十分ご理解していただく、この金額に対してのご理解をしていただく、ということでどうですかね。私はそう思いますよ。

【委員】

審議会をやることによってその評価って出てくるんじゃないですかね。

【委員】

定期的に行っていれば議員さんもいろいろと、これまでは20年もやっていないんだから。先ほど（ ）委員おっしゃっていたように全国と比べたら東京だから市長にしても議員さんにしても高いんだっていう、その辺のところも書いておいてもらって、今の報酬というのが決して安くはないんだと、それだけの責任が皆さんにはあるですよと言うような、それはお示しできるように事務局で文書考えてください。

【委員】

期末手当にいつも拘ってしまって申し訳ないんですけれども現状条例では100分の445を上限とする、要するに4.45ということですよ、期末が。でも東京都自体の東京都の議会とか知事とか議会を決めても、現行今3.45月なわけですから、1ヶ月違うってことは1ヶ月分の給与が違うってことなので、その東京都の議会の仕事と東久留米の議会、先ほど市長もすごく忙しくなるといようなお話もありましたけれども、それと東京都と比べてどれほど忙しいのかな、っていうのもすごく疑問が残るところなので、さきほど（ ）委員が言ったように多少もらいすぎかなというのはすごく感じているところなんです。東京都の議会も忙しいじゃないですか、コロナとかそういうことで。先ほどのお話があったようなことは東京都の方が絶対忙しいと思うのでそれが期末が3.45なのに4.45っていうのはちょっと多いんじゃないかと思うんですけれども。

【委員】

絶対水準で言うと東京都知事ですが、彼女減額していますけれども正規でいくと2800万くらい、それくらいの設定で議員の方も年収ベースでいくと都議会議員で1600何十万、こちらまあそれくらいになっているのでそのところをどう見るかという事の議論があるのではないかと思います。

【委員】

それは基本ベースが違うっていうことですかね。数字で3. いくつとか4. いくつと言っても基本のベースが違うんでその計算なんで。

【委員】

調べた資料だと月額でも知事は72万8千円で議長は1千16万800円なので、それに例えば3.45かけてそうすると1ヶ月分違う訳ですから、一ヶ月分の給料違う訳ですよ、そうするとそれは全体的にだって同じになるっていうことだから、要するに元々の月額が倍違えばですよ、その3.45と4.45だったら違うかもしれないんですけどもそれほど違わないですよ、2、30万の違いだから。

【総務課長】

2、30万の違いが12ヶ月ありますので、それは年収ベースにすると非常に大きな開きになる。で、その支給月数は一月分の違いでしかないので、そこを累積していくとやはり年収ベースとしての比較ではやはり都知事の方が

【委員】

でも都知事だと1456万円なので、年収が。

【委員】

条例で決まっている額じゃなくて、今都知事が自分で言うことじゃないんですか？自分で議会で提案して私はこういう状況なんですよということじゃないんですかね。

【委員】

3年の4月1日。でも東久留米市の市もそうやって減らしていたわけですよ。それはこの令和3年4月1日においては各議会同じ条件な訳ですから、その状態によって減らすというのは東久留米市の議会もそうしてきたってことなので、その減らした額でも比較はできるんじゃないかと思うんですけど。

【委員】

東久留米で議会出して毎回下げたというのは5ヶ月という東京都とかと比べて多かったからということですよ。都知事がやっているのは前に前市長さんが自分で下げたり、そういうことじゃないんですか。

【委員】

もちろんそうだと思いますけど、これ現状の数字なのでもちろんそうだと思いますけれど、それまで前市長も前々市長もそうやって下げてきたわけですよ、それは現状を見合わせて下げて来た訳なのでその比較というのは別にできると思うんですね。元々の月額は

96万円っていうのではなくて、前市長も下げてきたわけですから現状によって下げているもの同士の比較っていうのはできるだから都知事が下げているからって前市長も下げた訳ですから。

【委員】

そういうことじゃなくて、都知事が下げたんじゃないくて、前市長の場合はいろいろあったんじゃないんですか。

【委員】

リンクして下げているんじゃないくて事実として下げてらした訳だからそれは比較できるんじゃないかと思うんです。

【委員】

今度、現市長が判断して例えば財政状況が悪いんで私は任期中何割カットしますとかっていうのは公約で言っていたりなんかすれば下げるんでしょうけれどもここではいろんな他市との比較とかなった中ではお示しすれば良いんじゃないかなと思うんですよね。知事のなんでもない月給というものがいくら、

【委員】

年収ベースで2800万だったと思いますけれども。

【委員】

2800万からご自分で減額している訳ですね、議会へ提案して。それは知事の判断という。

【総務課長】

今都知事の年収は1400万っておっしゃいましたか。

【委員】

この資料ではそうなっていますが。

【総務課長】

それは何の資料ですかね。ごめんなさい。そこの数字の出所がわからないのでその1400万をベースにちょっと議論をするというのがこのテーブルの上ではちょっと難しいのかなというのがありまして、私も都知事の年収って2000万台だったような気がするのですが。

【委員】

特別職報酬東京都っていうので出したんですけれども、報道発表資料っていうやつですね。

【委員】

前市長の0.5とかなんとかって言う話ですか？あれはペナルティーじゃなかったですか。正直な話。自分で下げたんじゃないでして下げられたんだよね。

【委員】

なかなか妥当な額って難しいと思うんですけれどもやはりこう規模が違う団体とはなかなか比べにくいかなという感じもします。参考にならないとは言えないですけど。やはり市は市の仕事があってその長として市長があるので都道府県と比べることも難しいし町村と比べるのもまた違うし、大きな意味では同じ長としての仕事は一緒だと思いますけれども。そこまでいってしまうとですね、とても議論ができないというか、拡散してしまうような気がします。やはりそこは市長というなかで見ていただくのとあとはこの時系列の中で見ていただくのがいいのかななんていう風に私は思います。

【委員】

参考ですけれども、これ記事だけで合っているかどうかわかりませんが、2896万から1448万に減額して都議の年収1708万を下回るということになるという新聞記事だと思うんですけれど。

【総務課長】

やはり月額として本来であれば145万6千円というところなので東久留米市長とかなり大きな開きがありますので年収ベースにするとそのご指摘の4.45が高く見えるということがわかるようですがその一月をかなり上回ってしまうような年収ベースでの差が出てくるかなというような形なので。あの逆にそういったところのご議論であれば規模が違うというところの話になっていくのかなというふうに感じるところでございます。

【委員】

今もうボーナスの話も言っても良いんでしょうか。ボーナスは、私は事務局の案はいいんじゃないかな、と思います。適正なボーナス額ってなかなか今みんなが議論したとおりわかりにくいし、しかも経済的な情勢によってだいぶ上下があってそれにすぐ即応して特別報酬審、今度は開いてもらうにしても即応することはできにくいので、こういう東京都の例があるならばこういう形でしておくというのは一つの知恵なのかな、私は考えました。

【委員】

私も提案を見させていただいて、これは本当にこれから先良いのかなあと思いました。

【委員】

一般職員の支給月数は大体実績どういふ感じなのでしょう。

【総務課長】

私どももそうなのですが、4.45月、令和3年は4.45です。

【委員】

ということは現行条例と同じということですか。100分の445。

【総務課長】

市長のものと同様になったということで、去年は4.55、令和2年は4.55でした。東京都の人事委員会勧告で公民ベースからこれくらいが妥当であるという月数が示されますので。

【委員】

条例案とそれほど大きな乖離はないということ。

【総務課長】

現行において。

【会長】

そうしましたら市長、副市長、教育長の期末手当等に関しましてはこちらの答申案の内容というところにはご異議ございませんでしょうか。

次に(2)番の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の報酬等についてという、こちらに関してはご意見等ございますでしょうか。

【委員】

じゃあまた口火を切らせていただきます。報酬についてはですね、この10年近く、今、現在の時点ではそうではないんですが、この10年近く議員は自ら5%減を続けてきたというところがあります。新市長になられたときに私が議長としていろんな不規則な状況になっていてそれをお願いしたんだということおっしゃっていましたがけれどもその中にはですね、ボーナスが乖離していることと同時に報酬額ずっと10年5%で実際やってきたんだけれども条例額とは違う、ということも含まれているのかなあと思って聞かせていただきました。となるとですね、10年以上5%減でやってきたわけですからこれは議会の意思なのかな、という風に判断してですね、5%額の議長で言えば52万5千円、議員であれば45万6千円、これをむしろベースにした方が良いのかなと、条例額ではなく、という風に考えていますがいかがでしょうか。で、ボーナスに関してはですね、まあ同じような5ヶ月というのはおかしい、4.450ですか、4.450にするにしてもこれも同じ

ように職員と同じような形で連動する形にしておけばいいのかな、減った報酬の部分は委員皆さんからして政務活動費の方で増額してそこはきっちり収支を出して政策的な議会へと生まれ変わってくれよと、トータルであまり変わらないまでも報酬自身は議会の今の意思を尊重してあげたらどうかと5%減で。足りない分は政務活動費の方でトータルでは変わらないようにするというのはどうなのでしょう、と思います。今は減額ではなく元の額にもどっています。ただ資料を見るとずっとこの1年前くらいまでは5%減額が続いていました、約10年。

【委員】

何で減額しているのかな。

【総務課長】

その時々で様々な事情が。

【委員】

何ヶ月か議会がないときに、元の金額に戻っているときもあったということで、5%減じゃない時も。あったんですね。

【委員】

資料で言うと3-3になるんですよね。平成23年の7月から平成31年の4月までずっと5%が続きます。で、その後は今の額に戻っているということになる。

【総務課長】

4年に一回メンバーが替わっているのでここは議会の意思だと言えるかどうか。

【委員】

報酬審も開かれていないので自主的に5%返納したと言うことなんでしょうけれどもなぜこれをしたのかというのはちょっとわからないことはあります。しかも5%という微妙な額がどういう。会議録をあたれるところはあたってみたんですがそれらしい理由がでてくるところがはっきりなかったのもまたこれも議会の情報提供不足のなかの一つだと思いますが。

【委員】

質問なんですけど100分の500、200と300を足したものと東京都人事委員会の勧告でやるというのとどれくらいの差になるのでしょうか。

【総務課長】

今の議員の条例で言うと5ヶ月分でございます。それが東京都に合わせると東京都人事

委員会の勧告に合わせると4.45になる。

【委員】

4.45になるということですね。減額になるということですね。それは何%くらいになるのか。

【総務課長】

ただ4.45になるのですが実際の支給月数が東京都人事委員会勧告に合わせていますのでそういう意味では何も変わらないということになります。

【委員】

今5%減額をやっている。

【総務課長】

すみません、間違えました。例月給、報酬の方ですね。

【委員】

報酬を5%減額やっていると、

【総務課長】

報酬の方につきましては資料3-3というちょっと以前にお配りした資料になります。ごめんなさい。このときの資料で確認ができるところでございますが、平成27年の7月から31年の4月まで例月給、例月給というか報酬ですね、の方を5%減額ということをやっていたというところでございます。ただこれ、平成31年4月までで終わっていてそれ以降は議員の方から特に条例を新たに提案することはない、今は55万円という額が支給されている。要は元に戻っているような状況です。

【委員】

この時期についても期末については500でやっていたと。

【総務課長】

期末については同じくそのときの人事委員会勧告の示す割合に特例条例を自分たちで上げて下げていましたので期末手当についても5.0をもらっているということはなかったということ。

【委員】

それではこの事務局の案は現状のことを書いているということですか。

【総務課長】

左様です。あくまで条例に記載している内容をそのまま転記したような形になっていません。

() 委員からお話をいただいたところでのお話でございます。5%減をしていたというところで平成31年4月までは実際そういった形で、市議の方で判断をされてやられたところでございます。ただ、今、今回議論を頂く上で皆様のところに配布している資料、26市との比較等でご利用頂いている資料につきましては、あくまでこの55万円という5%減をしていないもので周辺市との比較等は行なっていただいているところがございますのでそういった形でございます。

【会長】

先ほどの議員の報酬5%減の件ですが、特例条例で続いていましたとのことなんですが、特例条例として出るタイミングとか内容というのはやはりその年々の議会とかのお話になるのでしょうか。

【総務課長】

これを定めた特例条例の条文が今手元にあるわけではないので、確定的なことは申し上げられないのですが、27年7月1日が適用年月日になっておりますので、その時からこういう形での特例条例だったと考えられます。

【会長】

その年々でこういう特例条例が出たり出なかったりという理解でよろしいでしょうか。

【委員】

ちょっとわかりませんがたぶん1年じゃなくて、その期のということをしているんじゃないかと思います。ただ1年ごとの特例条例を定める場合もあります。ただ東久留米もそうなんですけれども他の自治体もですね、経済的に厳しい状況にあるとか、コロナ禍の中で市民が大変なことから寄り添う、っていうことを名目にしてですね、5%や10%を多くの議会でこの時期、減額条例をしていました。で、この寄り添うっていうのが一つ流行ってしまってますね、これある意味、議員から市民への受けを狙っているところがあると思って私は肯定的でない、否定的なんですけど、寄り添う部分を寄り添っているならばもう削ってしまおうという発想が私の中にはあります。またこの55万にするとまた寄り添って5%減額条例を自ら定めるとか言い始めるんじゃないかな、ただこういう意味で10年自分たちで5%減でやってきたならばそれでいいんじゃないの、だから例えば会長がおっしゃったように例えばこの1年何か特別な理由があってそれが議会住民に対して示されて、5%下がっているならば元に戻すべきだろうと思うんですね。で、提案理由の説明も読みましたけれども何も書かれていないんですね。その形で他の議会も寄り添

っているので自分のところも寄り添ってたぶん改正をしたんだろうと思われま。それ以上は、本当のところの議会の意はちよと確認はできていないのですが。特段ある事項があってその年にということではないことは確かです。

【総務部長】

なんで5%減額しているかっていう理由は調べないとわからないですが、23年の時は記録に留めるのもあれですが東日本大震災があって、その関係で皆さんでそうしたんじゃないかなといううろ覚えがあるんですよ。その後の27年というのはちよとよくわからない、確認しないとわからないのですけれど、確かそんなことがあった気がしないでもない。23年については特別に期間を決めてやったんだと思います。

【委員】

任期中ということですよ。4年間ということだから。

【総務部長】

任期中ですね。

【委員】

だから条例やぶりをせずにですね、報酬を改正するときは特別報酬審を開かないということになっちゃうんですね。やはりそれは当時の話であって現市長じゃないですけども市の責任でもあるとは思いま。

【委員】

あの暴論かもしれませんが議員さんの年収865万ということなんですけれどもこれが高いか低いかによって感じ方違うのかもしれませんが、ちよとした企業、大企業になるかもしれませんが、総合職ですと、すぐこれくらいの平均給料位になってしまうような額ではないかと私は感覚を持ちました。で、議員さん、具体的に頑張っていたきたいということであれば、私はこれくらいの給料を最低限出すべきではないかなと個人的には思いま。

【委員】

先ほどね、() 委員もおっしゃった通り26市の中では高い、上でもないし下でもないしというちよど中間位のところということなんで。

【委員】

そこでパフォーマンスをやられるならどうぞと。

【委員】

逆にやってもらって。

【会長】

皆さん、このことについてその他のご意見等いかがでしょうか。

5%減というご意見もあるなかで、5%減になった理由とかもちょっとわからないというところでございまして、意見として最終的にまとめていくということで。

【総務課長】

こちらについては結論の部分になりますので5%減をするのか現状通りとするのか、今は少なくとも上げるというご意見はございませんので、そのどちらかにはなるのかなと思うのですが、審査会として取りまとめていただければ非常にありがたいなという風に感じているところではございます。

【会長】

結論の部分に関しては特にご意見なければ次に附帯意見の方に

【委員】

いや、結論は出した方が良くないですか。それぞれの委員がやはりどちらなのかということをお願いしてその大勢のなかで会長に決めていただくというのがよろしいんじゃないかなと思います。

【会長】

ご意見を出していただいた中で、その他の委員の方々に5%減のお話しだったり、たたき台であったりというところがあるんですけどもその他の委員に関してはいかがでしょうか。私はこうだとかご意見様々だと思うんですけども。

【委員】

私はもうこれで良いと思います。ただ再三言っているようにこういう会議がないと牽制がかかっていないから時間が長期間経ったで判断しても実にならないのでそれがあるからちゃんと牽制かけてるんだよ、だからさっきも言いましたけれども、その中で行政の体力があるんだったら、本当にやっているんだったら出せばいいし、だめだったら身を切るしかないでしょうから、それこそ（ ）委員おっしゃった通り活動費もだしているのに明確な理由がわからない、それちゃんとアップしてるんだから出さないと今後はないよとかそういう牽制をかけるようなこの会議自体を定期的に行った方がよろしいんじゃないんですか。その方が市民にちゃんとアピールできるし。

【委員】

先ほど（ ）委員がおっしゃった政務活動費ですよね、それを踏まえて考えた方が

良いんですか。

それともそれは全く考えていないで現状維持かということですよ。まあ現状維持で私はいいと思います。ただね、皆さんおっしゃってるように、きちっとその東久留米はこうですよ、決して安くはないですよ、と。そういうのを付け加えていただくということで。まあ、ちょっと余談になりますけれども政務活動費についてはおっしゃる通りなんですよ。明確にしてください。私なんかでもうちの母ちゃんに領収書、ちゃんとどこに行ったって出している訳ですからそういうの、議員の人だって税金使っているんだから明確にしてもらった方が良くとおもいますよ。余談ですけどすみません。

【委員】

政務活動費12万にしたんでしょ。答申だと。

【総務課長】

答申案だと、はい。

【委員】

その部分は是正されたわけですし、市の財政がとにかく悪いという中で特にここに書いてある通り老朽化、建物の老朽化、その費用もある、かかってくるわけですよ。そういう意味で考えたらやっぱり多少は減額してもいいかなという感じはしますけれどね。これから景気良くなるということはないでしょ。

【委員】

少し、多少の減額はやむを得ないのかなと思ってはいますけれどもそれが5%が適当なのか、何%が適当なのかちょっとわからないというところです。

【委員】

そうだよ。わからないよね。

【委員】

政務活動費があまりにこの少ないというのは、ここで審議することではないと思いますけれどもちょっと驚きというか悲しいというか、やはり勉強会に出られたり、いろんなことをするのに議員の方はいろいろお金がかかるんでしょうけどそれが10万以下ということにちょっと驚きました。

【委員】

答申の中で10何万になっているの。

【会長】

そこはまたあとでお話が出ると思います。

【委員】

私も現状維持で、（ ）委員もおっしゃっていましたが、働いてくれと。首長さんの場合は住民票がなくてもどこからでも立候補できますよね。で、例えば東久留米市が市長の報酬は200万です、なんて言ったら全国から優秀な人が集まるかもしれない。高ければっていうんじゃないですけどもあんまり、低いのもあんまりよくないと思います。さっき申し上げた通り、多くもなく少なくもなくということで現状維持でいかがかなと私は思います。

【会長】

皆様のご意見も出たというところで最終的には取りまとめていただくということで、

【委員】

いやいや、現状維持でよろしいですよ、という確認をしていただいた方が事務局は。

【会長】

ご意見として減額としてのご意見と現状維持でも良いのではないかとのご意見がそれぞれが出ている状況でございます。ご意見も聞かせていただいて確かに減額というご意見もごもつともな理由がございまして、5%の減額というのも資料に基づいたご意見でごもつともだと思ふんですけれども、一方で期待値と言いますか、皆さんの議員さんにも頑張っていたきたいというようなご意見も多数ございますので、皆様多数のご意見を含めると現状維持でもよろしいのではないかと見ております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

【委員】

皆様のご意見を伺って現状維持が優位だったなということを確認いたしました。だからあの答申に減額、状況に応じて多いのではないかとご意見はあるんですけども、期待値込みで現状維持というのが報酬審としての多数の意見だったということでまとめて今会長がおっしゃったようなまとめ方が良いかもしれない。

【総務課長】

今、（ ）委員からご指摘をいただいてちょっと私の方でも考えさせていただきました。それで答申案の方で確かに減らすべきであるというご意見を賜りましたので、その部分につきましては、この審議会での議論の中の（2）のところではこれまでの経緯ということで記載をさせていただいている部分がございます。こちらの方にやはりその市議については過去5%の減額をしてきた経緯があつてこれを踏まえれば減額すべきではないかという、本則で5%減額するべきではないかという意見があつたという形で記載をさせて

いただく、で、当然、先ほど来、（ ）委員からもいただきました全体的な他とのバランスの中での減額というところのご意向も近隣各市との、ではなく、市の財政状況の方になるか、どこかでやはり減額すべきではないかという意見があったというというような形で、この中で吸収をさせていただいて、結論の方については皆様のそういったご議論はあったけれど、結論としては現状維持ということで落ち着いたという形で、結論の方はこのままでできれば書き方を変えないでという形ではいかがでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

【委員】

異議ありません。

【総務課長】

ありがとうございます。

期末手当については、答申としては東京都の人事委員会勧告に合わせてはどうだという形でご提案の方させていただいております。

【会長】

たたき台の通りで異議なしということによろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

【会長】

それでは最後、附帯意見の方になります。こちら丸印3つございますけれどもいかがでしょうか。上から順でもよろしいですし、全体を通してでも構わないのですがご意見等いかがでしょうか。

【委員】

やっぱり審議しなさいよ、ということは言った方が良いのでは。

【委員】

一つ目は皆さんの、ここ全部の一致する意見なんじゃないんですかね。やっぱり20年間放置してきたことが我々の審議の壁に一番なっているってことなので、直接的に条例を読むと「市長は」ってなっているので議員提出案については外れるっていう風に読めるわけですがけれども、だからといって報酬という大事なものについての監視が20数年間ってのは常識外れというか常識に反しているんじゃないかっていう批判はされると思うんですね。これくらいのことは言っておかなければいけないし、もっと言えば例えそうじゃなく

でも皆さんの意見からすれば定期的にこういう監視の場を作ることは大事なんだ、今回のことを踏まえて一層そういう風な認識を私も持たせていただきました。

【委員】

やればおそらく財政状況は出てくるだろうから、そうすればそのままやっていたら危ないよとなると思うんだよね。で、真ん中にも政務活動費を12万について見解を付すってなっているんだけど、出しているんだからちゃんとやってよ、それも行政のためにやってくださいよってことで、出来ないんだったら下げちゃえばいいんだから。ただ税金を払っているわけではなくて市のために活躍してもらってというのが皆さんの意見なんじゃないの。

【委員】

あと二つ目の政務活動費の額をいくらにするかっていうことがなかなか難しいんですけど。その額の議論をしなければならぬのと年額12万というのはある意味きりが良いかもしれませんがね、一月1万円ということ。ただその前に住民への公開を進めることを条件にとかね、そういうひとつづきをさして上げておきたいかなという感じがします。

【委員】

それはいいですね。それはつけていただきましょう。当然ですよ。

【会長】

私も個人的には金額としてもそれほど極端に引き上げているわけではございませんので先ほどおっしゃったようにきちっとやっていただくということを条件で上がっていくというお話しであればよろしいのではないかと思います。

【総務課長】

そうしましたら二つ目の附帯意見でございますが、この段落の下から3行目のところ、「ついでに東久留米市を除く25市において」という形で書かさせていただいているのですが、「ついでに」の後に「住民への公開を進めることを前提に」東久留米市を除く25市においてという形で文言を加えさせていただくという形でよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

【委員】

こういうことを審議する場合は他にまたあるのでしょうか。

【総務課長】

今設定されている状況の中では、特段ここについてご審議をいただくとか、市民の意見をいただくような場というのではないという状況でございます。

【委員】

ただあの、この額を改正するために条例改正が必要なので議会のなかでいずれにしてもこれを作っておけば議会でもう一回言われたことを確認するチャンスはあると思うんです。そういう意味では意味がある、特に政務活動費については議会の根幹に関わることなので、場合によっては議運なんかで話し合われることも考えられますので我々の意図は通じるんじゃないかと。

【委員】

あとは3つ目の星をどうするのかなんですけれども、この10年前の時には議員定数の話があったやに聞いています。で、それをもう匂わせている感じがあるんですが、これ原案作成の時にどんなことを想定して書かれているのかももう少しご説明いただければと思います。

【総務課長】

こちら原案を作成したときには（ ）委員の方から中長期的な視点に立っての分析が必要だよというご指摘をいただいていたかと思います。ただ一方で議員定数については平成10年の答申があって、平成14年に一度見直しをさせていただいて人数を減らしている経緯がございます。そういった経緯がございましたのでここでまたこの答申案として人数を減らすべきだということまでのお話ではなかったように理解をしておりましたので、ただ長期にわたっては絶えず見直しをしていく必要があるよといったご意見だったかなというところからこのような記載をさせていただいたというところでございます。

【委員】

思ったのはこれを受け取って何を言われているのか、わからないんじゃないかな。

【委員】

優しく書かれているんで。将来的には人口が減るのはわかっているんですから前回26から今22だけ、に減ってますけれども、まだこれからさらに減らさなければいけない状況は来るかもしれない、そういう面では削減をする、増やすことはできないか。確かに優しく議員定数のことも言っているのかなっていう気もしますけれども。

【委員】

答申には求められていないでしょ。この審議会には。

【委員】

今おっしゃられたように諮問にもないし、附帯事項っていうのはよほどじゃないという必要がないと思いますので、それで一つ目のことは、一つ目のことも二つ目もみんなの思いが詰まっていることなのでそういう意味では3つ目なくてもいい、みんなで定数のことを積極的に議論する気持ちがなければ3つ目のものはいらんんじゃないかと思っています。

【委員】

一番のところでこれ出るよね、関連があるから。きっと論議の中で。これしか人口がなくてこれしか財政ないのに議員がこのままだいいのかよ、ってなるじゃない、そのところの話の中では載せるかどうかは別として、論議は出てくるから。

【委員】

2人っていうのは必ずしも多いわけではない。と思いますけれどね。

【委員】

別の話をすると国なんかは議員をもっと増やしたい。で、他と比べると一人が受け持っている人口が何人だよっていう気がするんだけど、そこには手当てが入ってきていないじゃないですか。要するに海外の場合は、場合によってはボランティアでやっているんで生活給とは違う部分で本当に一生懸命やっている事例はある。でもその人数が多いからって日本は一人当たりの議員数が少ないよって言ってもそれは違う論点だと思うんだけど。そうなっちゃうとなんか逆に意図的に操作しているのかな、と見えちゃうんだけどそういうことはないようにしないとイケないよね。

【総務課長】

今（ ）委員の方から附帯意見としての3つ目については特にその委員としての強い思いが皆さんになれば記載しなくてもいいのではないかというご意見をいただいたところです。で、この答申の3ページのところの(5)のその他の視点というものがございまして、審議会でのご意見のなかでの意見の一つでございまして。その一番最後のところに「附帯意見として前回の答申でも述べられていた議員の定数についても、東久留米市における長期的な人口の減少、あるいは生産年齢人口の減少に伴う税収の減収等についてシミュレートし検討されることが望ましい」とほぼ同じことは中で意見としては記載させていただいておりますので、意見としてあったということで答申をまとめるだけでよろしければ確かに附帯意見としてはなくすというご意見もあるのかなとは思いますが。

【会長】

皆さんにぜひ載せたいという意見がなければ特になければこれに関しては削除ということでよろしいでしょうか。

(一同、異議なし)

【総務課長】

他に載せるべきものがあるかという点についてもご確認いただけると幸いなんですけれども。この附帯意見としてほかに何か記載すべきことがあるかというところをご確認いただければと存じます。

【会長】

事務局からおっしゃっていただいた通りこちらに書かれた内容以外のもので附帯意見として付け加えたい、書いていただきたいといったご意見、お考え等ございますでしょうか。

【会長】

大丈夫でしょうか。一つ目と二つ目で皆さんのお気持ちが伝わりますでしょうか。

【総務部長】

郵送でまたまとめたものをお送りしますので、その時お気づきのところがあればですね、またそこをおっしゃっていただいて、また次回にというところかと思えます。この場では今ないでしょうから。

【会長】

事務局にて取りまとめの方それではよろしくお願いします。

本日はいろいろとご意見をいただきましてありがとうございます。

【議題（３）今後の進め方について、（４）その他について】

【会長】

それでは次第（４）その他に進ませていただきます。

事務局より何かございますでしょうか。

【総務課長】

それでは本日は特別職報酬等の適正額について答申たたき台ということできまざまご意見をいただきました。ありがとうございました。

改めていただいたご意見を反映させまして、答申案を取りまとめさせていただきます。

こちらにつきましては、次回の審議会前、出来るだけ早い段階に郵送にて各委員に送付させていただき、事前にご確認をお願いできればという風に思います。

その上で、次回、審議会にて、最終的な確認を行い、答申として市長にお渡しいただけ

ればという風に考えております。

その日程でございますが、今回、第4回目の日程の方、先に日程調整の方、させていただいております。

次回につきましては6月27日午後2時から場所は今回と同じ、ここ、庁議室にて開催させていただければと思います。詳細につきましては、改めてご連絡させていただければと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。また本日この会議終了した後に第2回の議事録の方につきまして委員皆様の決裁の方いただければという風に思っておりますので若干ちょっとお時間を賜りますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

【 3 閉会 】

【会長】

それでは皆さんから貴重なご意見をいただき、ここまで答申の取りまとめを進めてくることができました。ありがとうございました。本審議会も次回は最後の回となる予定でございます。どうぞ最後まで委員皆様にご協力いただきますようよろしく申し上げます。

それでは以上で第3回東久留米市特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了時刻 16時02分